

○工事設計書の記載の一部を省略することができるとする技術基準適合証明設備を定める件（平成五年郵政省告示第四百七号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条第一項第一号の四から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十号の二、第十一号、第十一号の二の二から第十一号の四まで、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十の二から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第十九号の五から第十九号の十まで、第二十号の二、第二十一号、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号から第五十二号の三まで、第五十四号から第五十四号の三まで、<u>第五十六号及び第六十三号</u>に掲げる無線設備</p>	<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条第一項第一号の四から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二の二から第十一号の四まで、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十の二から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第十九号の五から第十九号の十まで、第二十号から第二十一号まで、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号から第五十二号の三まで、第五十四号から第五十四号の三まで <u>及び第五十六号</u>に掲げる無線設備</p>
<p>附 則</p> <p>この告示による改正前の規定は、無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令 号）附則第三条第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定によりなお従前の例によることとされる一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局については、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。</p>	